

佐賀市議会定例会議案説明

(令和8年6月8日)

本日、佐賀市議会定例会を招集し、当面する諸案件について、御審議をお願いすることになりましたので、これら提出議案の概要について御説明いたします。

*

*

まず、補正予算議案について、御説明いたします。

今回の補正予算は、制度改正に伴う対応のほか、緊急を要する経費などについて、所要の補正措置を講じております。

第42号議案「一般会計補正予算（第1号）」は、補正額約1億8,300万円の減額で、補正後の予算総額は、約1,196億1,700万円となっております。

以下、主な内容を御説明いたします。

まず、県立大学周辺道路・公園整備事業についてです。

この事業は、県立大学の開学に向けて、JR佐賀駅からサンライズストリートを経て同大学へと至るアクセス道路の歩行空間を整備し、学生の方のみならず、市民の皆さんにとって安全で快適な歩行環境を確保するものであります。

併せて、アクセス道路に隣接する大溝公園に休憩施設、広場等を整備し、心地よく過ごせる滞在空間としてリニューアルするものであります。

次に、子育て共助推進事業についてです。

この事業は、気兼ねなく子育てを頼り合える環境を築くため、地域で子育てを支えるコーディネーターを発掘・育成し、保護者、コーディネーター、子育てを支援したい方々のつながりを深める交流イベントを実施するとともに、専用アプリを活用して相談や依頼ができる環境を整備するものであります。

行政による子育て支援サービスに加え、市民同士が頼り合える仕組みづくりに取り組み、誰もが子育てしやすいまちを目指します。

以上、「一般会計補正予算（第1号）」の主なものを御説明いたしました。その財源といたしましては、国・県支出金、諸収入等で措置し、繰入金により収支の調整をいたしております。

なお、一般会計の細部及び企業会計につきましては、予算に関する説明書及び関係資料により御審議をお願いいたします。

*

*

次に、条例議案について、御説明いたします。

第44号議案「佐賀市工場立地法準則条例」は、市内に立地する工場の規模の拡大や施設の更新を促進するとともに、新たな企業の立地を推進するため、一定以上の規模の工場に適用される、当該工場の敷地面積に対して必要な緑地面積率等の基準を緩和するものであります。

第48号議案「佐賀市富士しゃくなげ湖水上競技場条例の一

部を改正する条例」は、効果的かつ効率的な施設運営を行うことにより、スポーツの振興及び中山間地域のにぎわい創出につながるため、指定管理者制度の導入を可能とする規定の追加等を行うものであります。

その他の議案につきましては、それぞれ議案の末尾に提案理由を略記いたしておりますので、それにより御承知をしていただきたいと思います。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。